

福岡市粗大ごみ等リユース協力事業者 登録実施要領

(目的)

第1条 この要領は、福岡市内の粗大ごみ等のリユース推進に繋がる取組みを行う民間事業者を「福岡市粗大ごみ等リユース協力事業者」（以下、「協力事業者」という。）として登録するために必要な事項を定め、協力事業者の情報を福岡市のホームページ等に掲載することで、市民のリユースの実践行動を推進し、もって循環型社会の構築に資することを目的とする。

(対象事業者)

第2条 不用品の提供や売却により福岡市内における粗大ごみ等のリユース推進に繋がる取組みを実施している民間事業者を対象とする。

(登録要件)

第3条 協力事業者は、次の各号の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 福岡市内で、粗大ごみ等のリユースを推進する取組みを行っていること
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令を遵守していること
- (3) 福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員もしくは暴排条例第6条に規定する暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者でないこと

(取組内容)

第4条 協力事業者は、次の各号の項目に取り組むこととする。

- (1) 協力事業者は、福岡市内の粗大ごみ等のリユース推進に繋がる取組みを実施する。
- (2) 協力事業者は、福岡市が実施するリユース事業に関する調査へ協力する。

(申請方法)

第5条 協力事業者として登録を希望する民間事業者の代表者（以下「申請者」という。）は、申込書（様式第1号）に加えて、事業内容に関する書類を福岡市へ郵送、電子メールまたは持参のいずれかの方法で提出する。

2 以下の団体のいずれかに加盟している場合は、証明となる資料を合わせて提出する。

- ① 一般社団法人ジャパン・リサイクル・アソシエーション（J R C A）
- ② 一般社団法人日本リユース業協会（J R A A）
- ③ 一般社団法人日本リユース機構（J R O）

3 福岡市は、申請者から提出された申込書の内容を確認し、第3条の要件を満たす場合は、粗大ごみ等リユース協力事業者一覧へ掲載する。

(協力事業者の紹介)

第6条 福岡市は、登録した協力事業者の企業名、店舗情報、取組み内容、URL等を市ホームページに掲載する。

2 申請者は、申請した時点で協力事業者一覧の掲載に同意したものとする。

(責務)

第7条 第三者が協力事業者の事業を利用したことでトラブルが発生した場合は、各事業者の責任のもと誠意をもって問題解決を図るものとし、福岡市は一切の責任を負わないものとする。

(守秘義務)

第8条 協力事業者及び福岡市は、登録に基づく連携にあたり、知り得た当事者の秘密を、当該他の当事者の事前の書面による承諾を得ることなく第三者に開示、漏洩してはならない。

(登録の中止)

第9条 協力事業者は、第3条の要件を満たさなくなった場合または事業を廃止する場合は、登録中止届(様式第2号)により福岡市へ届け出なければならない。

2 福岡市は、登録中止届の内容を確認し、協力事業者一覧及び市ホームページ等の掲載情報から削除する。

(登録内容の変更)

第10条 協力事業者は、登録した内容に変更が生じた場合は、速やかに登録内容変更届(様式第3号)により福岡市へ届け出る。

2 福岡市は、登録内容変更届の内容を確認し、協力事業者一覧及び市ホームページ等の掲載情報を変更する。

(登録の抹消)

第11条 福岡市は、協力事業者が第3条の要件を満たしていない場合または信用を失墜する行為を行う等、協力事業者として適当でないと判断した場合は、登録を抹消することができる。

附則

この要領は、令和5年3月27日から施行する。